

南地区の学校運営協議会の運営について

令和6年5月28日 事務局

1 取り組むべきこと(目標)

- 「地域社会が参画する学校運営」を通して、学校教育活動をより「充実」させ、かつ「持続可能」なものとする

2 構成団体(参画者)

- 各小中学校 ○ 各校PTA ○ 地域の教育関係者 ○ 地域住民 ○ 市教委事務局

3 学校運営協議会で協議する内容

(1) 学校運営上の各種方針をご理解いただいた上で、改善のためのご意見を出していただく

- ① 教育内容について
- ② 児童生徒への指導・支援の在り方について
- ③ 教育環境について
- ④ 学校体制について

(2) 学校だけでは解決・改善できないことに関わり、学校や各構成団体が取り組むべきことについて協議する

- ① 児童生徒の学校や家庭での生活・活動について
- ② 児童生徒の地域の中での生活・活動について

4 年間活動計画

(1) 学校運営協議会の開催日時・内容(会場は事務局校)

	開催時期	議題等
第1回	5月28日(火) 18:30~	①任命状の交付、設置規則等の確認、会長・副会長の選任 ②令和6年度学校経営方針の説明、学校経営状況の報告 ③学校・地域課題に関する意見交換 ⇒ 取り組むべきことの選定
第2回	10月2日(水) 18:30~	①前期学校評価結果及び改善事項に関する報告 ②学校運営協議会で選定した取組の進捗状況に関する報告 ③取組の改善事項に関する意見交換 ⇒ 取り組み方の修整
第3回	2月13日(木) 18:30~	①各校の後期学校評価結果の報告及び令和7年度学校経営方針の提示 ⇒ 検討 ⇒ 承認 ②学校運営協議会で選定した取組に関する総括 ③次年度に取り組むべきことに関する意見交換

※ 必要に応じて教育委員会事務局からの提案・情報提供を行ってもらう

(2) 意見交換の内容例について

- ① 学校サイドから
 - ア 算数・数学科の学習内容が定着しないことについて
 - イ 児童主体の授業や諸活動を行うにあたっての学校支援ボランティアの必要性について
- ② 保護者サイドから
 - ア 我が子の情報端末の使用について
 - イ 学校生活に関する安心・安全について(いじめ、不登校 等)

③ 地域住民サイドから

- ア 放課後や休日における子どもたちの地域での過ごし方について
- イ 子どもたちの礼節について

5 学校運営協議会の体制について

(1) 委員の中から会長・副会長を選任する

(当面の間、会長は事務局校の PTA 会長、副会長は他の2校の PTA 会長が務め、運営が軌道に乗った後、他の方をお願いする)

(2) 事務局機能は次の者が担う

事務局長・・・事務局校の校長(会議の開催に関する事務を担当)

事務局次長・・・各校教頭(会議の進行に関する事務、グループ協議の際のファシリテーター役)

広報担当・・・事務局校の HP に学校運営協議会に関するページを設け、会議での決定事項や取組状況を広報する

記録・・・市教育委員会事務局職員

※ 必要に応じて各校の分掌部長が会議に参加する

(3) 会議の議長は会長(事務局校の PTA 会長)が務める

(4) 学校関係者評価については各委員を3校に割振る

(5) 事務局は2年ごとの輪番とする(R6・7 南小 ⇒ R8・9 南中 ⇒ R10・11 港小)

6 その他

会議の時間は18:30開始を基本とする

7 地域学校協働本部について(学校運営協議会との一体的な運営)

- 学校運営協議会で承認された事項や出された意見を実現させるための組織とする
- 「地域コーディネーター」が中心となって学校と地域社会をつなげ、協働的な活動を通して学校を持続的に運営する体制を構築する

8 地域学校協働本部の活動を通して目指すこと

(1) 地域住民の教育活動(教育課程)への参画

- ① 授業づくりへの関与
- ② 児童生徒の学習や各種活動への支援・指導

(2) 児童生徒の校内外の教育環境の整備(への参画)